

特定事業所加算の 要件追加について

秋田県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班

特定事業所加算

導入趣旨

- 中重度者、支援困難ケースへの積極的な対応
- 専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価
- 地域全体のケアマネジメントの質の向上

特定事業所加算

	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
要件1	主任介護支援専門員		
	常勤専従2名以上	常勤専従1名以上	常勤専従1名以上
要件2	介護支援専門員		
	常勤専従3名以上	常勤専従3名以上	常勤専従2名以上
要件3	利用者情報等の伝達を目的とした会議の定期開催		
要件4	24時間体制確保、利用者等の相談に対応する体制確保		
要件5	要介護3~5の利用者: 100分の40以上		
要件6	事業所の介護支援専門員に対する計画的な研修の実施		
要件7	地域包括からの支援困難事例の紹介→受け入れることができる		
要件8	事例検討会等に参加		
要件9	運営基準減算、特定事業所集中減算 非該当		
要件10	利用者数が介護支援専門員1人当たり40件未満(予防も含む)		
要件11	追加となる要件		

特定事業所加算

今回、新たな要件が追加＝要件11

『介護支援専門員実務研修における科目
「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」
等に協力又は協力体制を確保していること』

特定事業所加算

介護支援専門員

＝現場での実習経験や研修が少ない・・・。



実務の現場で指導

主任介護支援専門員



質の高いケアマネジメントを実施する事業所
として評価

特定事業所加算

挙証資料として必要なもの

(案)秋田県介護支援専門員実務研修実習受入
協力事業所登録承認通知書の写し(様式第2号)

※「実習等」:

上記実習以外でも、OJTの機会が十分ではない介護支援専門員に対して地域同行型研修の実施や市町村のケアプラン点検に協力事業所の主任介護支援専門員を同行させることといった、人材育成の取り組みとして認められる実習を想定。

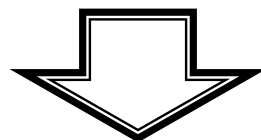
これらについては個別に判断しますので、実習等の概要と実施機関とで受入に同意したことがわかる書類を提出してください。

特定事業所加算

適用日

平成28年11月22日から

既に特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定している事業所については、必ず手続きが必要

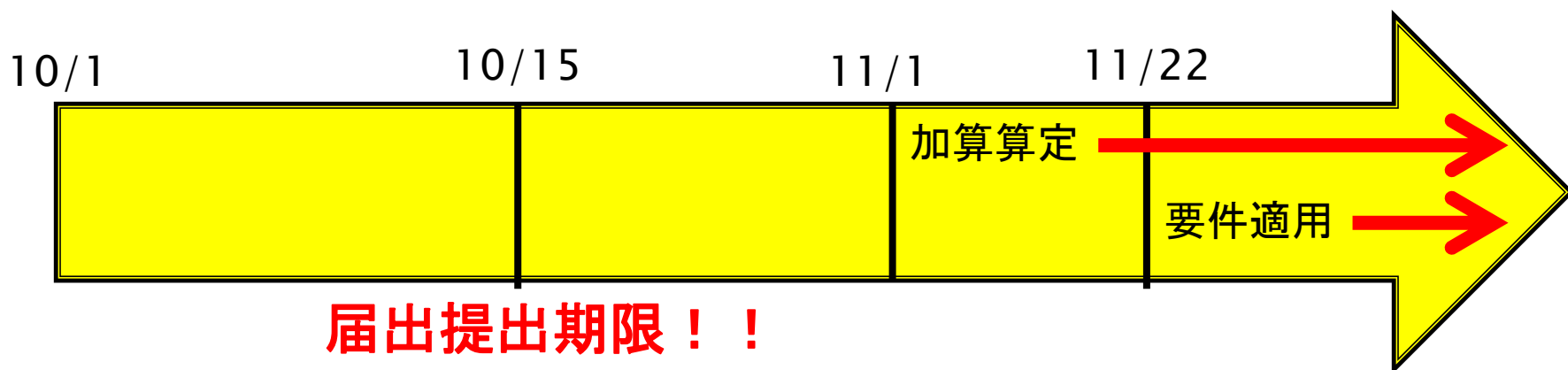


実習等に協力又は協力体制を確保しているか否かについて届出が必要

特定事業所加算

届出提出期限

平成28年10月17日 必着



既に特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定している事業所については、必ず手続きが必要

要件が具備できない場合

加算の届出の提出がない場合

加算算定不可

※10月15日は土曜日のため、期限を10月17日とします。

特定事業所加算

提出書類

①様式第1号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

②様式10-2

特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)

③別紙1

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

④(案)様式第2号(今回説明)等

秋田県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所
登録承認通知書の写し等

特定事業所加算

届出書提出先

秋田市、横手市、男鹿市、湯沢市、北秋田市、
八峰町、羽後町、東成瀬村

に所在する事業所

→ 各保険者あてに提出

その他の市町村に所在する事業所

→ 県に提出

特定事業所加算

注意事項

- ・既に特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定している事業所については必ず手続きが必要
- ・届出提出期限は10月17日(月) 必着
- ・要件が具備できない場合、加算の届出の提出がない場合、11月1日から加算算定不可

特定事業所加算

※今後の厚生労働省の通知等により、
内容が変更されることがあります。